

第二臨調におきまして補助金問題やそのほかの問題は当然取り上げられる問題であり、大内委員がおっしゃられるような方向で検討が加えられるものと期待しております。

そこで、何に用いられるか客観的に判断できないからという前提に立っておりませんが、その使途がもたらす軍用に使うということが明らかである場合、これはいろいろな例があるのです。私はここに一覽表を持っておりませんが、たとえばV型というようなヘリが一機四億五千万円で計七機スウェーデンに送られて、これが対潜ヘリという形で軍用にいま利用されているというように、例が、ここにずらっと並んでいるわけでありまして、そうしますと、いまの政府答弁だと、何に使われるかわからないから汎用品については規制の対象にすることは適当でないというふうなこの答弁書だけでは、今後問題がいろいろ起こってくる。したがって、この答弁書については再検討する必要があるのではないか。つまり、その使途がもたらす軍用に使うことが明らかである場合については、政府としては、現状ではこの方針をさらに貫くとおっしゃるのか、いや、再検討の余地があるということなのか、この一つはどうしても何とおきたいと思つたのです。

それらについては、武器輸出禁止の問題をめぐりましていろいろな議論が闘わされてきたわけですが、そのときよりは、与野党の国対委員長会談の合意事項という形で、この問題が継続的に与野党の間で話し合われるということが決まったわけでございます。したがって、私どもは本格的な議論はそういう中でやりたいと思つておりますが、一つ二つだけ、この際確かめておきたい問題がございます。

その一つは、今後の武器輸出の問題の中で一番むずかしい問題でございます汎用品の輸出の問題なんです。これについては、これまで政府答弁書というものがいろいろな方向に出されております。しかし、私の理解するところでは、これまでの政府答弁書によりまして汎用品については、輸出の段階において当該貨物が輸出後仕向地で実際に何に用いられるかを客観的に判断す

ることは極めて困難であるため、輸出規制の公正さ及び実効性の観点から規制対象とすることは適当でないと考えられる。これがこれまで政府が出してきた汎用品に対する政府の答弁書であります。

○田中(六)国務大臣 答えたいと思います。まず、この問題に答える前に、武器とはどういうことがどうしても頭に浮かぶと思つて、と申しますのは、武器の定義が法律によってそれぞれ違つております。たとえば、武器とは軍隊が使用するもので戦闘の用に供するものとか、あるいはほかの一つの法律では、火器、火薬類あるいは刀剣類などにかいて、これがまた爆発を目的とするものとかいうようにありまして、はっきりそういうふうな定義をして、それ以外のものは汎用品みたいな解釈できるわけでございます。

汎用品ということは、これは相手側のやることでも、一次の製品につきましてそれが武器ではなくても、向こうが輸入した場合に二次、三次製品で武器にすることができまして、したがって、武器とは何ぞやというふうな定義、あるいはこれに罰則を用いる場合に、外見上武器と見られる、あるいはそういう客観的な判断によってやるという、これは非常に抽象的なことでございますけれども、範囲が非常に広いでございますので、私どもは、そういう武器とは何ぞやという定義に外れたもの、あるいは輸出の段階で客観的にそういうふうに見られるもの以外のものを汎用品と言つておりますので、大内議員指摘のように、くつの上から足をかくような感じも持たれるのは仕方がないことであるというふうには判断しております。

○大内委員 この問題は非常に広い問題でございますから、私はあえて非常に限定して問うたわけなんです。政府の答弁書によりまして、たとえば、その使途がもたらす軍用に使うということが明らかでも、汎用品であれば規制対象にすることが適当でない、こういうことになりました。この答弁書は、これからの与野党の話し合ひで、政府がその方針を堅持するということになりまして、相対的なネットワークになってくるものですが、この点に限定して私は政府の考え方を問うたのですが、これ以上聞いてはまずいのですか。苦しいですか。本当はこははつきりしていただきたいところですが、これは与野党の話し合ひの中でさらに煮詰めるという問題にしましょう。昭和五十一

年の二月二十七日の例の政府方針でございますが、ここでは、三地域以外「武器」の輸出を「慎む」という、これは非常にむずかしい表現ですね。慎まないときもあるのですか。つまり、「慎む」ということは、例外もあるということですか。これはちよつと聞いておく必要があるのですね。

○田中(六)国務大臣 武器輸出三原則には、はっきり三項目きちんと書いておるわけでございますけれども、御指摘の点につきましては確かに「慎む」ということを書いておりました。私どもも与野党挙げて三原則以上に発展させた、拡大させた解釈だというふうなやり方がありますが、微妙な日本語で、「慎む」ということは、やはり慎まない場合はどうなるかという疑問でございますが、これを大内議員も疑問に思つておられるに、私も実は、この「慎む」ということはどういふことだろうかというところで、事務局ともいろいろ懇談いたしましたけれども、まあ多少輸出を逃れていく場合もその場所にはあるのじゃないかということ、結局「慎む」という言葉は疑問点のまゝまゝおるわけでございます。これは与野党の今回の話し合ひ、私どもの関係懇談会で決めてもらいたい。(発言する者あり)

それから、いま、野次に答えるのはどうかと思つて、私どもは、「慎む」ということは、やはり原則としてはだめだということ、それから発展させていく過程で問題を処理するということ、これはないかというふうには思つております。

○大内委員 これは政府の方針でございますので、本当は政府としてははつきりした考え方が、この「慎む」ということについて解釈が必要だと思つて、通産大臣はこの「慎む」ということについて必ずしもはつきりした認識を持っておられないということがよくわかりました。そこで、この政府方針の中の(三)「武器製造関連設備」としまして、これは「輸出貿易管理令別表第一の第九の項など」と書いてあるのですね。一〇九項以外の「など」というのはどこを指

る、そういうことが第一。第二が、いま大内議員も指摘しましたように、客観的にそういう砲銃の部分品として認められる、それと違うようなことを書かれておられますので、それを適用して承認を与える、あるいは税関で検査する場合にそういう判断を断らなければならないわけでございます。これを全部断絶せらるゝに調査するということとはほとんど不可能でございます。

○大内委員 この問題は非常に広い問題でございますから、私はあえて非常に限定して問うたわけなんです。政府の答弁書によりまして、たとえば、その使途がもたらす軍用に使うということが明らかでも、汎用品であれば規制対象にすることが適当でない、こういうことになりました。この答弁書は、これからの与野党の話し合ひで、政府がその方針を堅持するということになりまして、相対的なネットワークになってくるものですが、この点に限定して私は政府の考え方を問うたのですが、これ以上聞いてはまずいのですか。苦しいですか。本当はこははつきりしていただきたいところですが、これは与野党の話し合ひの中でさらに煮詰めるという問題にしましょう。昭和五十一

○大内委員 この問題は非常に広い問題でございますから、私はあえて非常に限定して問うたわけなんです。政府の答弁書によりまして、たとえば、その使途がもたらす軍用に使うということが明らかでも、汎用品であれば規制対象にすることが適当でない、こういうことになりました。この答弁書は、これからの与野党の話し合ひで、政府がその方針を堅持するということになりまして、相対的なネットワークになってくるものですが、この点に限定して私は政府の考え方を問うたのですが、これ以上聞いてはまずいのですか。苦しいですか。本当はこははつきりしていただきたいところですが、これは与野党の話し合ひの中でさらに煮詰めるという問題にしましょう。昭和五十一

○大内委員 この問題は非常に広い問題でございますから、私はあえて非常に限定して問うたわけなんです。政府の答弁書によりまして、たとえば、その使途がもたらす軍用に使うということが明らかでも、汎用品であれば規制対象にすることが適当でない、こういうことになりました。この答弁書は、これからの与野党の話し合ひで、政府がその方針を堅持するということになりまして、相対的なネットワークになってくるものですが、この点に限定して私は政府の考え方を問うたのですが、これ以上聞いてはまずいのですか。苦しいですか。本当はこははつきりしていただきたいところですが、これは与野党の話し合ひの中でさらに煮詰めるという問題にしましょう。昭和五十一